令和５年８月 神河町区長会 会議次第

ハートがふれあう住民自治のまち　～大好き！私たちの町　かみかわ～

と　き　令和５年８月２４日（木）
午前９時００分から
ところ　神河町役場　３階　第３会議室

１．開　　会

２．会長あいさつ

３．町長あいさつ

４．協 議 事 項　＝　行政より　＝

（１）教育課から
・令和５年度 神河町 幼・小学校運動会、中学校体育大会について　（資料なし）

（２）建設課から
・秋祭りの道路使用許可申請について　（資料 1）

（３）住民生活課から
・神河町空家等実態調査業務に係る情報提供の依頼について　（資料 2、机上配付）
・夏のクリーン作戦を振り返って　（資料 3）

（４）農林政策課から
・地域計画の策定推進について　（資料 4）
・神河町農業委員会委員及び農地利用最適化委員の推薦について　（資料 5）
・緑の募金のお礼及び緑化用苗木の要望について　（資料 6）
・元気森もり活動推進事業の要望について　（資料 7）
・動物駆逐用煙火（轟音玉）保安教育講習会の開催について　（資料 8）

（５）ひと・まち・みらい課から
・価格高騰対策生活支援商品券事業について　（資料 9）

（６）総務課から
・地域自治協議会の取組みについて　（資料 10）
・令和５年度町長懇談会の報告について　（資料 11）

５．区長会報告・協議事項
・行政協力謝金（区長報償金）のお支払いについて　（資料 12、机上配付）
・第５４回兵庫県連合自治大会の開催について　（資料 13）
・子育て応援ネットワーク事業の作成物について　（資料なし）

６．今後の予定

・「これからの自治会活動を考える」セミナーについて

日時：９月６日（水）午後１時３０分～

場所：神戸市ラッセホール

対象：区長会役員

※詳細は、机上配付の封筒に同封。

・区長会視察研修

日時：１０月１６日（月）～１７日（火）

行先：鳥取方面

対象：全員

※ご案内については、机上配付の封筒に同封。

※出欠のご報告は、１０月２日までに事務局へお願いいたします。

・１０月定例区長会

日時：１０月２３日（月）午前９時００分～

場所：第３会議室

対象：全員

※終了後、人権研修を開催しますので引き続いて御出席ください。

・第５４回兵庫県連合自治会大会

日時：１１月２０日（月）午後１時３０分～

場所：アクリエひめじ　大ホール

対象：全員

※兵庫県自治（自治功労）被表彰者 … 川上区長様

※兵庫県連合自治会会長表彰 被表彰予定者

… 猪篠区、大河区、高朝田区、為信区、峠区の区長様

・神崎郡連合区長会研修会（講演）

日時：令和６年１月　　予定

場所：福崎町エルデホール

対象：全員

７．閉　　会

【配布資料】

・【神河中学校封筒】中学校体育大会について

・【神河町封筒内】行政協力謝金（区長報償金）のお支払いについて

・【　〃　同封　】区長会視察研修の御出欠について

・行政相談案内

・ひょうご人権ジャーナル「きずな」７・８月

No.

神 河 町 区 長 会 会 議 録 控 〔　８月区長会　〕	と　き	令和 ５ 年 ８ 月２４日（木） 開 会 ： 午前 ９ 時００分 ～
	ところ	神河町役場　３階　第３会議室

～区長会記録等にご利用ください～

報告等締切日一覧表

令和５年８月２４日開催

番号	件　　名	報告の必要性	区長会
	報　　告　　先	報告期日	資料番号
1	神河町空家等実態調査業務に係る情報提供の依頼について	必須	資料2
	住民生活課	9月末予定	
2	緑の募金のお礼及び緑化用苗木の要望について	任意	資料6
	農林政策課	9月22日（金）	
3	元気森もり活動推進事業の要望について	任意	資料7
	農林政策課	9月22日（金）	
4	動物駆逐用煙火（轟音玉）保安教育講習会の開催について	必須	資料8
	農林政策課	9月22日（金）	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

資料１

事　務　連　絡
令和５年８月２４日

各区長様

建設課長　野崎直規

秋祭りの道路使用許可申請について（御案内）

平素は、町道路行政に格別の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本年度秋祭りの屋台・子どもみこし等の運行を予定されている地区におかれましては、警察の道路使用許可を受ける必要がありますので、別紙の道路使用許可申請書にて手続きをされますよう、御案内いたします。
なお、場所、区間及び時間が異なる場合は、それぞれ個別に申請が必要ですのでご注意ください。
申請書の提出先等は下記のとおりです。

記

提出先：福崎警察署
受付時間　9時～12時、13時～17時（土・日・祝を除く）
提出期間：9月末日まで（できるだけ早く申請してください）
提出書類：申請書、責任者名簿、運行経路図、屋台寸法図
提出部数：申請ごとに2部

※その他許可申請の手続きに関する問い合わせ先
福崎警察署　交通課　TEL　0790-23-0110（代表）

別記様式第六（第十条関係）

道路使用許可申請書

年　　月　　日

警察署長殿

申請者　住　所

氏　名　　㊞

道路使用の目的				
場所又は区間				
期　　間	年　月　日　時から　年　月　日　時まで			
方法又は形態				
添付書類				
現場責任者	住　所			
	氏　名		電　話	

第　　号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条　件	

年　　月　　日

警察署長　印

備考　1　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2　申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。

3　方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。

4　添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

資料２

（公 印 省 略）
神河（住）第 564 号
令和５年８月 24 日

区　長　各　位

神河町長　山　名　宗　悟

神河町空家等の情報提供について（依頼）

残暑の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

町の行政活動の推進については、平素から格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本町は、令和５年３月に策定しました「2050 神河将来ビジョン」により、未来の展望を見据えた行政運営を行っております。

その重要な課題の一つとして、空家等の対策があり、この課題対応には、例規整備を行い、利活用や除却などの対策を講じております。

今回、第２期目の「神河町空家等対策計画」（令和６年度策定）を策定するに当たり、その基礎的データである空家等の実態調査を行います。

ついては、各区長様には大変ご多用のことと存じますが、下記の事項について、ご協力くださいますよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

記

1　依頼内容　　令和元年以降に空家等の状態になっている家屋等
2　記載様式　　別紙のとおり
　　（様式：神河町ホームページ区長会関係に掲載）
3　提出期日　　令和５年９月 22 日（金）
4　提 出 先　　役場住民生活課、神崎支庁舎

担当課　住民生活課
担当者　井出、松本、浅田
連絡先　（0790）34-0963〈直通〉
Mail:jyumin_seikatu@town.kamikawa.hyogo.jp

様式第1号(第3条関係)

令和5年　月　日

神河町長　山　名　宗　悟　様

印

空家等に関する情報提供書

区内に空家等が存在するので、下記のとおり情報提供します。

記

1　情報提供空家等の件数　　件

2　空家等の情報　　別紙のとおり

空家等の情報

集落名(　　)

番　号		
所在地		神河町　　番地
構　造		木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他(　　) 平屋・2階建・3階建・その他(　　階)
用　途		専用住宅・併用住宅・店舗・事務所・その他(　　)
所有者	住　所	〒　　番地
	氏　名	
	電話番号	
管理者	住　所	〒　　番地
	氏　名	
	電話番号	
空家等の管理状況		□適正な管理がなされている。 □空家等の主要な部分が破損、腐食等している。 破損、腐食等部分(□屋根　□壁　□支柱　□その他) □老朽化又は風雨、積雪その他の自然現象により、空家等が倒壊し、空家等の建築資材等が飛散し、若しくははく落し、人の生命若しくは財産に被害を及ぼすおそれのある状態 □草木が繁茂し、又は昆虫その他の動物が繁殖する等周辺の生活環境を阻害するおそれのある状態 □不特定の者が侵入できる状態その他犯罪又は火災を誘発するおそれのある状態
その他の情報		

神河町区長会参考資料

1　空家等の定義

(1) 空家等・・・空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定され、「建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」をいい、不動産業者によって売り出し中のものも該当します。

(2) 特定空家等・・・法第2条第2項に規定され、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他の周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適当である状態にあると認められる空家等」をいいます。

2　令和5年度神河町空家等実態調査について

(1) 目　的：町内の空家等の状況を把握し、今後の空家等の対策を実施するための基礎資料とするため、町内全域の空家等の実態調査を行います。

(2) 業務委託業者：㈱ジオテクノ関西

・現地調査は、あらかじめ町から各区長様へ連絡します・

・現地調査中は、調査員は腕章を身に付け、身分証明書を常に携帯し作業を行います。

(3) 業務工程：別紙のとおり

(4) 作業フロー：別紙のとおり

※区長様からの空き家情報との連携を密に行います。

※空家等の調査票が完了すれば、各集落別のリスト化を行い、各区長様へ配布します。

3　担当部署

(1) 空家等の利活用関係　　ひと・まち・みらい課

(2)　　〃　　除却関係　　住民生活課

神河町空家実態調査工程表

工種	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画準備									
空家候補抽出									
現地調査用基図作成									
現地調査票作成									
現地調査									
現地調査結果整理									
空家情報データベース作成									
危険度判定									
特定空家カルテ作成									
空家管理地図作成									
空家所有者特定									
意向調査票作成									
意向調査票発送									
意向調査票回収									
意向調査結果整理									
報告書等作成									
打合せ	▲				▲				
納品									◎

▲ 作業報告兼打合せ協議　　◎ 納品

2．作業フロー

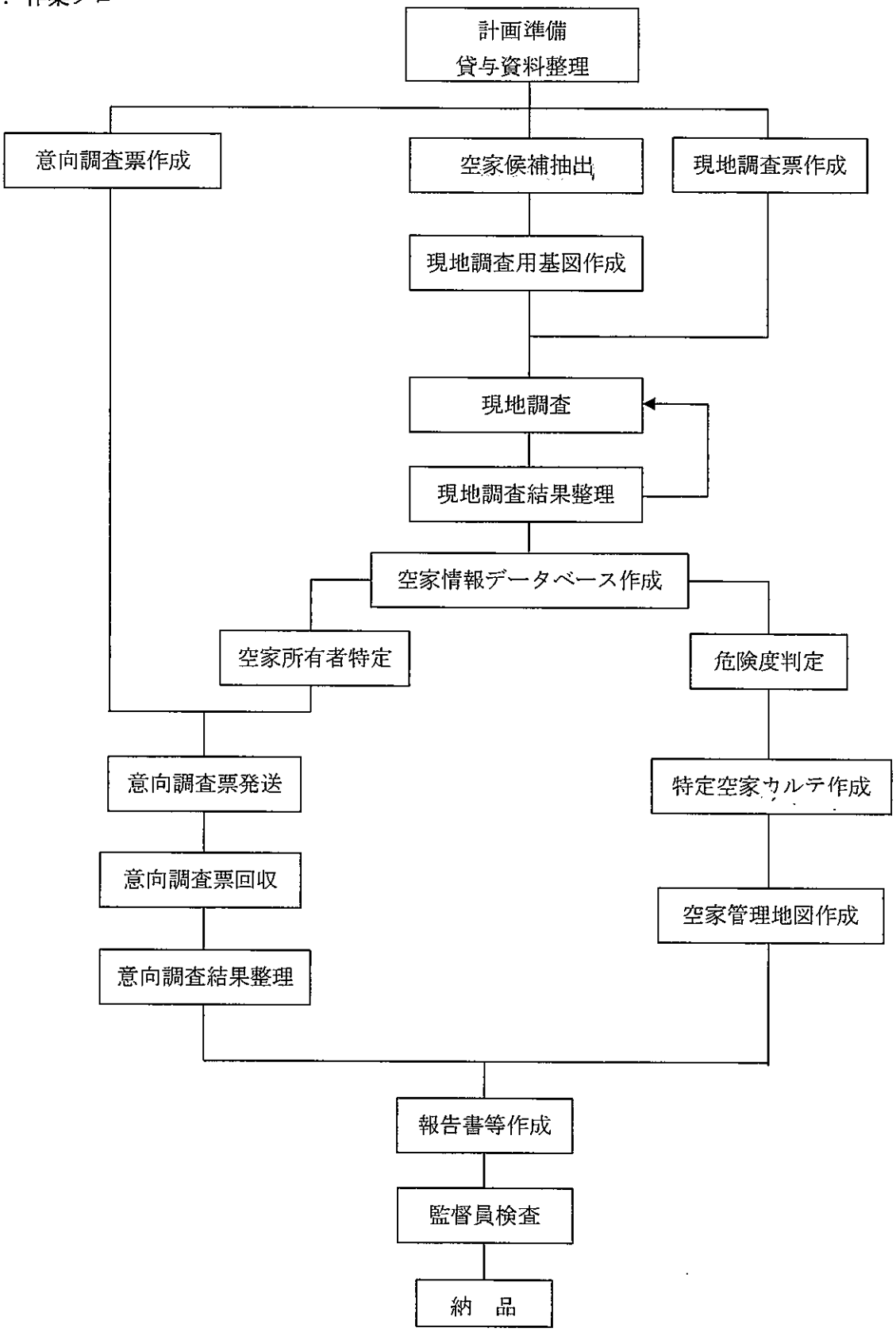
計画準備
貸与資料整理
意向調査票作成
空家候補抽出
現地調査票作成
現地調査用基図作成
現地調査
現地調査結果整理
空家情報データベース作成
空家所有者特定
危険度判定
意向調査票発送
特定空家カルテ作成
意向調査票回収
空家管理地図作成
意向調査結果整理
報告書等作成
監督員検査
納　品

資料３

事　務　連　絡
令和５年８月24日

各区長　様

住民生活課長　平岡民雄

今後のクリーン作戦について

７月のクリーン作戦については、開始時間直前に強い雨が降り、翌週に延期された区もありましたが、それぞれ区民一体となって地域の環境美化に取り組んでいただき誠にありがとうございました。

想定外の状況により、実施もしくは延期の判断を区長様に委ねるという形にさせていただきましたが、判断に迷われた区長様もいらっしゃったことと存じます。

併せて、区内放送の予約が集中したことにより、防災行政無線を利用した区民への周知ができなかった区もあり、大変御迷惑をお掛けしました。

７月中旬までは梅雨の最中であり、また最近は局地的に強い雨が降る傾向が見受けられ、今回のような状況も今後発生することが想定されます。

一方で、「異常な暑さの中での屋外作業はいかがなものか。」「稲作の害虫予防（草刈り）のためにもう１週早い日程で実施したい。」といった御意見もお聞きしております。

各区で取組内容に違いがあり、またクリーン作戦前後の区行事との日程的な兼ね合い等も含めて、各区長様からクリーン作戦（特に夏のクリーン作戦）実施に当たっての御意見をお聞かせいただき、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

ついては、９月末までを目途に別紙様式により手書きもしくはメールでの御意見の提出をお願い致したく存じます。（様式データは町ホームページ内「区長会関係様式等」に掲載します。特に御意見がない場合は提出不要です。）

大変お手数をお掛けしますが、どうぞよろしくお願い致します。

担当：住民生活課　平岡 民雄
Ｅメールアドレス
jyumin_seikatu@town.kamikawa.hyogo.jp

クリーン作戦実施に当たっての意見について

区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資料４

農林政策課

地域計画の策定促進について

今年４月にこれまでの人・農地プランが法定化され、「地域計画」をすべての集落で令和６年度末までに策定することとなりました。すでに、国県の補助事業等では、地域計画の策定（策定予定）が補助の要件となりつつあります。

「地域計画」は、集落での話し合いにより、将来も守るべき農地の区域を決め、10年後にどの農地を誰が耕作するかを地図（目標地図）にします。

神河町では、まず集落ごとに目標地図を作成し、ブロック単位で集落の目標地図をつなぎ合わせて集落間の調整を行い、最終的にはブロックの「目標地図」を作る方針です。

具体的な策定の流れについては、次のとおりです。

策定順位　①大山地区４集落　8/25合同説明会（各区役員、集落営農組織、担い手等）

②粟賀南・寺前地区　※柏尾と鍛治等、１地区(大字)内に複数集落の耕作者がある地区

③以降：別紙１「地域計画　参考資料」参照　※R5.5月時点（今後変更もあり）

作業工程　別紙２「地域計画工程表」参照

別紙３「地域計画策定に係る農業アンケート」　※対象：農地所有者、担い手等

地域計画　参考資料　　5/22 農業委員会

関連	地区	策定順位 R5 / R6	策定順位 ①②③未定	人・農地プラン 実質化完了 実質化と判断	作成済	時期	要件 アンケート	地図化	話し合い	実質化プラン有	担い手 担い手有	中心経営体 中心経営体となりうる者	自治協	農業委員会	多面的 活動状況	資源管理構想(※1)	中山間
	新田	R5 ③ 法人化と並行	①		○	R2	○	○	○	○	○	越知谷営農組合	越知谷	越知谷	広		
	作畑		①		○		○	○	○	○	○	新田営農組合			広		
	大畑		①		○		○	○	○	○	○	作畑営農組合			広		○
	越知		①		○		○	○	○	○	○	大畑営農組合			広		○
	岩屋		①		○		○	○	○	○	○	越知営農組合			広		○
												岩屋営農組合					
	根宇野	R6 ④	③							△	○	根宇野営農組合	粟賀北	粟賀北	広		
	山田		②	○		R1	○	○	○	○	○	株式会社　山田営農（認）			広		
	中村		②	○		R1	○	○	○	○	○	株式会社　中村営農（認）			広		
	粟賀町		③				○			△	○	粟賀町営農組合、~~ｱｸﾞﾘｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ神河㈱~~			広		
	福本		③				○			△	○	農事組合法人　福本営農（認）			広		
	貝野	R5 ②	③							△	○	貝野営農組合、廣納佳則（認）	粟賀南	粟賀南	広		
	寺野		②		○	R2	○	○	○	○	○	廣納佳則（認）			広		
	柏尾		②		○	R2	○	○	○	○	○	柏尾営農、(農法)東柏尾営農（認）、廣納佳則（認）			広		
	加納		②		○	R2	○	○	○	○	○	加納営農組合			広		
	東柏尾		②		○	R3	○	○	○	○	○	農事組合法人　東柏尾営農（認）			広		
	吉冨	R5 ①	①	○		R1	○	○	○	○	○	農事組合法人　吉冨営農（認）	大山	大山	広		
	杉		①	○		R1	○	○	○	○	○	農事組合法人　杉営農（認）			広		○
	大山		①	○		R1	○	○	○	○	○	農事組合法人　大山営農（認）			広	○	○
	猪篠		①		○	R3	○	○	○	○	○	藤原嘉朗（認）、~~古井亮司（認新）~~			広		○
	新野	R5 ②	②		○	R1	○	○	○	○	○	株式会社　新野営農（認）	寺前	寺前東	広		
	野村		②		○	R2	○	○	○	○	○	野村営農組合、譜久原朝二（認新）			広		
	比延		②	○		R1	○	○	○	○	○	㈱ヤマウチ（認）			広		
	寺前											なし			不参加		
	鍛治		③				○			△	○	鍛治営農組合、㈱ヤマウチ（認）			広		
	大河		②		○	R3	○	○	○	○	○	農事組合法人　大河営農			広		○
	上岩		③							△	○	㈱ヤマウチ（認）、藤原 傑（認新）			広		
	高朝田	R6 ④	③				○			△	○	高朝田営農組合、㈱ヤマウチ（認）	小田原	寺前西	広		
	宮野		②		○		○	○	○	○	○	㈱ヤマウチ（認）、加門和弘（認）、譜久原朝に（認新）			広	○	
	南小田		③							△	○	㈱ヤマウチ（認）、南小田営農組合			広		○
	上小田									△		倉橋大輔, 井口良文,岸口　徹,,岸本孝司, 正城宣幸,高橋英樹			広		○
	川上	R6 ⑤								△		なし	長谷	長谷	広		
	大川原		③				○			△	○	大川原営農組合			広		○
	本村		②		○	R2	○	○	○	○	○	本村営農組合			広		
	赤田		②		○	R2	○	○	○	○	○	赤田営農組合			広		○
	重行											なし			不参加		
	栗									△		なし			広		
	渕		②		○	R1	○	○	○	○	○	藤原 傑（認新）			不参加		
	為信											なし			広		
	峠											なし			不参加		
				6	17												11

策定順位
① 実質化プラン有、中心的担い手有、ブロック内全集落が同じ条件
② 実質化プラン有、中心的担い手有
③ 実質化プランなし、中心的担い手有
未定 実質化プランなし、中心的担い手なし

地域計画工程表　神河町　大山地区（吉冨、杉、大山、猪篠）

アクティビティ		準備	開始	終了	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月		
					上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
ブロック説明会										★																										
アンケート	作成								○	●																										
	配布									○	●																									
	回収											○	●																							
現況地図作成													△	○	●																					
地域での話し合い	吉冨														○		●																			
	杉														○		●																			
	大山															○		●																		
	猪篠															○		●																		
目標地図の作成																			○			●														
地域の話合い２ 各集落		△	○	●																	○		●													
大山地区全体目標地図の調整																								○	●											
地域計画（案）の公告																										○	●									
地域計画の策定・公告																											○	●								

△　○　●

地域計画策定に係る農業アンケート

〖神河町農林政策課〗

現在、農業者の高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地の増加など、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。地域農業と農村の良好な生活環境を守るため、担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組みが、今まで以上に必要となってきます。

このような状況の中、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村は令和５年度から２年間で「地域計画」を策定することとなりました。

地域での話合いにより将来の農地利用の姿を明確にするための計画です。地域農業の将来の在り方や、10年後に目指すべき具体的な利用の姿を描いた農地の地図（目標地図）等を定めます。

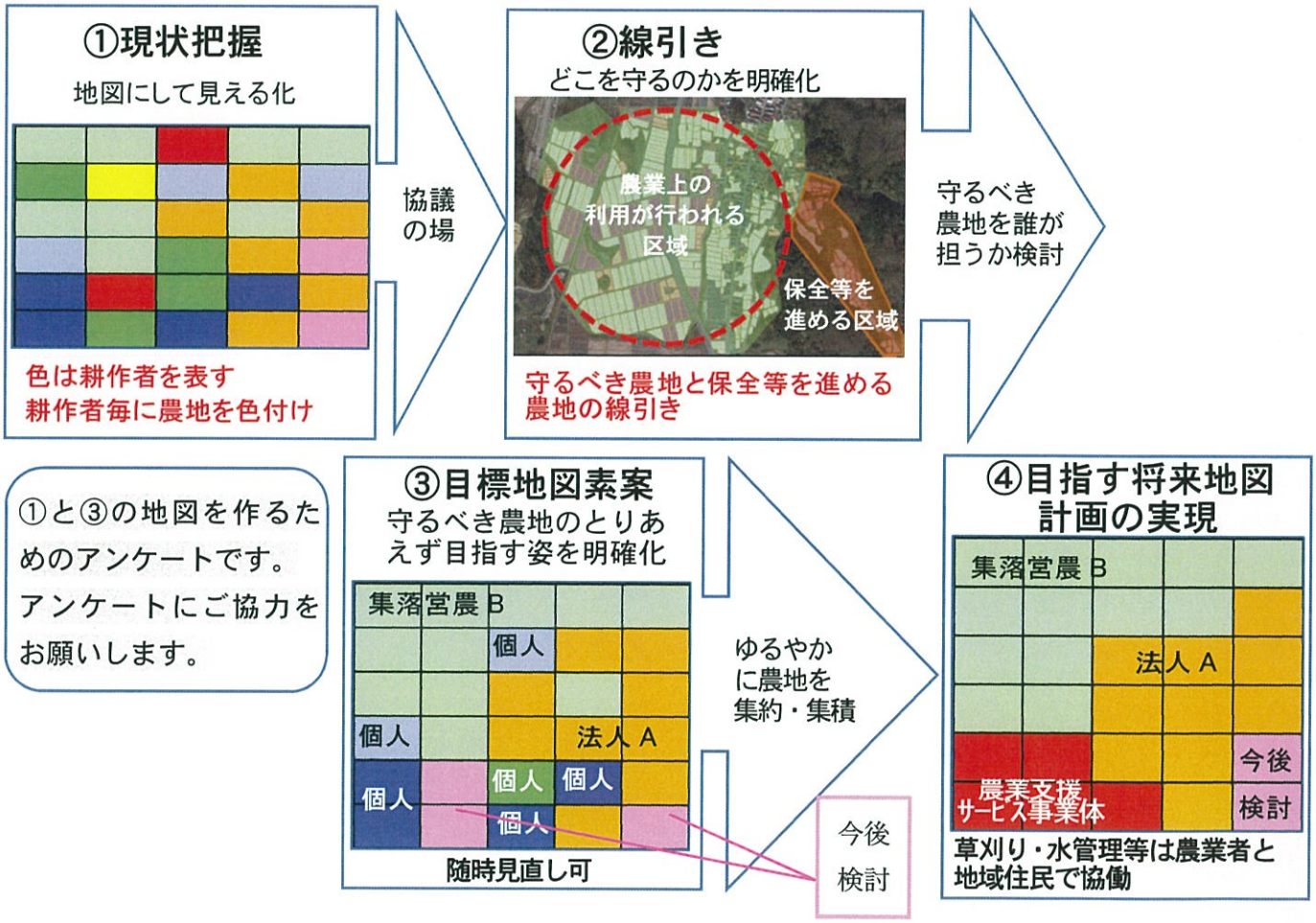

問１）所有者又は耕作者情報について

住所					
フリガナ 氏名		年齢	歳	電話番号	(自宅) (携帯)

後継者	いる ・ いない	後継者の氏名		続柄		年齢	歳

≪裏面に続く≫

問2）現在の耕作の状況について

1．所有農地の全てを自ら耕作している　　2．所有農地の全てを貸し付けている

3．所有農地の一部を貸し付けている

問3）他の人に貸している農地（利用権の設定や特定農作業委託等）について

1．今後も現在の耕作者に耕作を依頼したい　　2．耕作者が変更になっても構わない

問4）農地中間管理事業（農地の貸し借りができる制度）について

※農地の貸し借りについて、地域計画策定後はひょうご農林機構が行う農地中間管理事業による農地の貸借に変わります。農地所有者は、ひょうご農林機構へ農地を貸し出し、ひょうご農林機構から耕作者へ貸し付けされます。

制度の内容	1．知っている 2．知らない	活用の意向	1．農地を借りたい・買いたい →問4-1）へ 2．農地を貸したい 3．活用する意向はない 4．わからない →問5）へ

問4－1）農地の借受け又は購入の希望について

希望する農地	1．田	借受　　㎡	購入　　㎡	作業受託　　㎡
	2．畑	借受　　㎡	購入　　㎡	作業受託　　㎡
	3．樹園地	借受　　㎡	購入　　㎡	作業受託　　㎡
時期	1．いつでもよい	2．（　　）年頃		
場所	1．どこでもよい	2．（　　）地区		

問5）地域内で耕作されていない農地について、望むことは何ですか

1．農作物の作付け　　2．草刈り等保全管理　　3．景観作物等の植付け　　4．その他（　　）

問6）今後、集落で検討する必要があると思うことはありますか？（※複数回答可）

1．農地の基盤整備（ほ場整備、用排水路整備等）に関すること

2．集落営農組織の立ち上げ、法人化に関すること

3．鳥獣被害の防止に関すること

4．所有者が不明の農地に関すること

5．農地の利活用に関すること

問7）その他、意見等ありましたら記載してください

……

……

……

問合せ先：　神河町役場　農林政策課
TEL　0790-34-0960
メール　nourin@town.kamikawa.hyogo.jp

★引き続き「別紙）所有されている「農地の状況」及び「今後（10年後）の意向」について」にご回答ください

別紙）所有されている「農地の状況」及び「今後（10年後）の意向」について　※番号に〇をつけてください

所在	地目	面積（㎡）	現在の状況	今後（10年後）の意向
記入例 寺前字大道ノ上 285-2	田	1,899	1.自作 (2.)貸付	1.耕作を継続　(2.)貸付を継続（貸付先　〇〇営農組合）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）
			1.自作 2.貸付	1.耕作を継続　2.貸付を継続（貸付先　　）　3.貸付を希望　4.その他（　　）

【個人情報の使用目的について】

神河町個人情報の保護に関する法律施行条例及び神河町個人情報の保護に関する法律施行細則により、ご記入された個人情報については「地域計画」策定のみに使用します。

ご協力、ありがとうございました

資料５

令和5年8月24日

各 区 長　様

農林政策課長　前川穂積

神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員
の推薦について（お願い）

残暑の候、貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、農業委員会活動に何かと御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 4 月の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が改正され、また農地の集積、集約化の推進が農業委員会の必須業務となった事により農地利用最適化推進委員が新設されました。

つきましては、任期満了に伴う委員の選出について、それぞれのブロックごとに推薦していただく方の選考をお願いしたいと考えています。

なお、正式な推薦書等の提出については、10 月の区長会でご依頼させていただく予定としています。

神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦について

主旨

現農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の令和６年３月末の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律に基づく農業委員及び農地利用最適化推進委員を、令和５年１０月から１ヶ月間を目途に募集を行います。

つきましては、それぞれのブロックごとに推薦いただく候補予定者の調整について御協力をお願いします。ブロック別募集人数については別紙のとおりです。

（今後の予定）

時　　期	内　　容
令和５年10月23日	**区長会において、募集・推薦に関する詳細説明**
令和５年10月下旬	農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集（募集期間約１ヶ月）
令和５年12月上旬	農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の開催
令和６年３月	農業委員の任命の同意を得るための議案提出
令和６年４月１日	農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱

農業委員会とは（主な役割と活動の内容は裏面参照）

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務をはじめ、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を執行する行政委員会です。

農業委員及び推進委員の身分と報酬

身分　非常勤特別職の地方公務員

報酬（年額）　農業委員　会長１２５，０００円　委員１１０，０００円

推進委員　１１０，０００円

その他、定例会１回の出席につき、２，０００円の費用弁償が支払われます。

農業委員及び推進委員の任期

令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで

農業委員及び推進委員の要件

農業委員･･･市町村長が任命

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者　１３名

※原則として、認定農業者等（注）が過半数を占めること

また、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）　１名

推進委員･･･農業委員会が委嘱

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者　７名

ただし、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられその執行が終わるまでの者、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者は除く。

（注）農業委員会の区域内の認定農業者の数が少ない等の場合は、農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者（過去に認定農業者等であった者、認定農業者の農業に従事し経営に参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員等）とすることができる。

また、委員の過半数を認定農業者又は認定農業者に準ずるものとすることが困難な場合は、町議会の同意を得て四分の一とすることができる。

農業委員会の主な役割と活動

【１】定例会：月１回（毎月２１日）への出席

【２】農地の確保と有効利用
１）農地の売買・貸借の許可申請（農地法第３条）の可否の審議・決定
２）農地転用許可（農地法第４条・５条）の申請書を県知事に送付する際の当該許可申請に対する意見の決定
３）農地パトロール（農地の利用状況調査、８月実施）や遊休農地所有者への意向把握等による遊休農地の発生防止や解消
４）「地域計画」の策定（目標地図の素案作成）の話し合いへの参加や、農地中間管理機構の利用促進

【３】農地等の利用の最適化
１）担い手への農地利用の集積・集約化
・地域計画の作成・見直しなど、地域の農業者の話し合いの推進
・農地の出し手と受け手への働きかけを行い、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の集積推進
２）遊休農地の発生防止・解消
・耕作放棄地の発生防止・解消のため、毎年１回担当地区内のすべての農地の利用状況を調査し、遊休農地所有者等の利用意向調査実施
３）新規参入の促進
・新規参入者への貸付け可能な農地の発掘
・就農後の定着支援（農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートの実施等）
・新規就農・参入に向けた相談活動（県等が主催する就農相談会への出席等）

【４】担い手の育成支援
１）農業経営の法人化へ向けた支援
２）家族経営協定の推進
３）複式農業簿記や青色申告への取組みの推進

【５】農業委員会の目標の設定
最適化活動に係る目標を定め、毎年度、具体的な活動（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する。

全ての委員が【２】～【４】の活動（最適化活動）を月８日以上実施し記録する。

○ブロック別募集人数

ブロック名	担当する地区	農業委員 認定農業者等 農業に識見を有する者・中立委員	推進委員
越知谷Ｂ	新田・作畑・大畑・越知・岩屋	２名	１名
粟賀北Ｂ	根宇野・山田・中村・粟賀町・福本	２名	１名
粟賀南Ｂ	貝野・貝野しんこうタウン・寺野・柏尾・加納・東柏尾	２名	１名
大山Ｂ	吉冨・杉・大山・猪篠	２名	１名
寺前東Ｂ	新野・野村・比延・寺前・鍛冶・大河・上岩	２名	１名
寺前西Ｂ	高朝田・宮野・南小田・上小田	２名	１名
長谷Ｂ	川上・大川原・本村・赤田・重行・為信・峠・栗・渕	２名	１名

※農業委員のうち１名を中立委員（農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者）として推薦する必要があります。各ブロックの代表区長様におかれましては、中立委員の選出につきまして、ブロック間での調整にもご協力をお願い致します。

○認定農業者　（敬称略）

ブロック名	氏名又は名称	ブロック名	氏名又は名称
越知谷Ｂ		寺前東Ｂ	㈱新野営農（役員） ㈱ヤマウチ 山内忠宜 (農)大河営農（役員）
粟賀北Ｂ	㈱山田営農（役員） ㈱中村営農（役員） (農)福本営農（役員）	寺前西Ｂ	加門和弘、 ㈱ヤマウチ 山内作次、山内敦子 山内篤宜
粟賀南Ｂ	廣納佳則 (農)東柏尾営農（役員）	長谷Ｂ	
大山Ｂ	(農)吉冨営農（役員） (農)杉営農（役員） (農)大山営農（役員） ㈱猪篠ファーム 藤原嘉朗		

○認定農業者に準ずるもの　（敬称略）

ブロック名	氏名又は名称	ブロック名	氏名又は名称
越知谷Ｂ	新田営農組合（役員） 大畑営農組合（役員） 越知営農組合（役員） 岩屋営農組合（役員）	寺前東Ｂ	野村営農組合（役員） 鍛冶営農組合（役員） 譜久原朝二
粟賀北Ｂ	根宇野営農組合（役員） 粟賀町営農組合（役員）	寺前西Ｂ	加門ユミ子、加門英樹 高朝田営農組合（役員） 南小田営農組合（役員）
粟賀南Ｂ	廣納加代子、廣納正 貝野営農組合（役員） 加納営農組合（役員）	長谷Ｂ	本村営農組合（役員） 赤田営農組合（役員） 大川原営農組合（役員）
大山Ｂ			

資料６

令和５年８月２４日

各　区　長　　様

神河町緑化推進委員会
会　長　山　名　宗　悟

緑の募金のお礼及び緑化用苗木の要望について

残暑の候、貴職にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は町緑化事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

緑の募金運動につきましては、今年度も地域募金をいただき、募金実績は下記のとおりとなりました。ご協力ありがとうございました。

さて、今年度も緑の募金事業交付金を活用して、緑化用苗木(資材)の配布を予定しております。

つきましては、緑化用苗木（資材）を希望される場合は、別紙希望調査票にご記入のうえ、９月２２日（金）までに役場農林政策課へご提出くださいますようお願いいたします。

記

〇緑の募金実績

地域(集落)募金	３４０，６００　円
その他募金	２２，９０８　円
合　計	３６３，５０８　円

〇緑化用苗木

配布可能な苗木等　裏面一覧表のとおり

※ 公民館、集会所、公共用地等の緑化にご利用下さい。(個人への配布ではありません)

※ 別紙にない苗木をご希望の場合は、手配の可否を確認の上ご連絡します。

※ 木製プランターカバー以外の資材(土、肥料、プランター、獣害対策等)は集落でご用意ください。

提出書類　別紙「【緑の募金】緑化用苗木（資材）希望調査票」

※ 各区で一括してお申し込み下さい。配布先は各区１箇所でお願いします。

苗木配布予定時期　１２月上旬（クリーン作戦前）

※ 予算の範囲内での対応となりますので、ご希望にそえない場合があります。その場合にはあらかじめ調整させていただきますので、ご了承ください。

－担当－　農林政策課　松田　TEL:0790-34-0960

令和5年度　緑化募金苗木種類別一覧表

品　種	規　格	大きさ	単　価
山モミジ		0．5m フルイ	460
イロハモミジ		1．0m フルイ	580
		1．5m 玉付	2,500
		2．0m 玉付	6,720
ソメイヨシノ桜		1．5m フルイ	770
		2．0m 玉付	4,230
ヤマザクラ		1．2m フルイ	870
シダレ桜	紅	1．2m フルイ	870
八重桜（ぼたん桜）		1．2m フルイ	820
		1．5m 玉付	2,400
		2．0m 玉付	4,230
サザンカ	赤	1．0m 玉付	960
	白	1．0m 玉付	1,010
平戸ツツジ	紅・赤・ピンク・白	0．4m	1,160
どうだんツツジ		0．4m	1,310
紅どうだんツツジ		0．4m	1,310
山ツツジ		0．5m	1,440
霧島ツツジ		0．3m	800
サツキ		0．3m	800
ハナミズキ	赤・ピンク・白	0．6m ポット	1,730
	赤・ピンク・白	1・2m 玉付	3,270
トキワマンサク	紅	0．5m ポット	1,640
	白	0．5m ポット	1,730
サルスベリ	赤・ピンク・白	1．0m 玉付	1,160
ケヤキ		1．0m フルイ	540
サカキ		0．4m フルイ	580
シキミ		0．4m フルイ	510
キンモクセイ		0．8m 玉付	960
山桃(瑞光)		0．6m ポット	1,730
コデマリ		0．5m	870
ユキヤナギ		0．6m	960
モクレン		1．0m 玉付	1,160
白モクレン		1．0m 玉付	1,160
しだれ梅	赤・ピンク・白	1 年生	930
大梅　（白加賀）		1．0m フルイ	870
小梅		1．0m フルイ	870
木製プランターカバー	大	65センチ用	3,100
	小	45センチ用	2,900

別紙

【緑の募金】緑化用苗木（資材）希望調査票

区　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所　　神河町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

苗木（資材）配布先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

希望する苗木（資材）	数量

☆ 品種を指定される場合は、苗木名の横に品種名をご記入ください。
　例　→　サクラ（ソメイヨシノ）　５本
　　ハナミズキ（赤色）　　３本　など

☆ 希望数量や品種によっては細くて若い苗木になる可能性もありますが、あらかじめご了承ください。

☆ 植栽時に必要な土や肥料、支柱は配布いたしません。区でご用意ください。

☆ 苗木の配布は１２月上旬（クリーン作戦前）を予定しています。

☆ 希望調査票のご提出は【　農林政策課　】にお願いいたします。

☆ ＦＡＸでの申し込みも可能です　FAX:0790-34-0691

資料７

元気森もり活動推進事業の要望について

農林政策課では、地域活動の継続と生活環境や地域の魅力の向上を目的とし、地域住民等が行なう、森林の管理、森林やその周辺の環境保全・向上、森林資源の活用等に資する活動を支援します。（財源：森林環境譲与税）

今回、要望を受付する事業は、森林「周辺」における環境の保全事業となります。
※５月の「森林」事業に要望のなかった団体を優先的に採択する予定です。
「森林」事業を実施(申請)された団体が、「周辺」事業を要望される場合、予算の状況により採択を見送らせていただくことがありますので、ご了承ください。
但し、町花「桜」、町木「モミジ」の保全管理等の要望は、「森林」又は「周辺」事業の要望に関係なく別途受付をします。

【イメージ】　○「森林」事業実施(申請)団体
・「周辺」事業要望　→　予算状況により申請可
・　町花町木事業要望 →　申請可
○「周辺」事業要望団体
・　町花町木事業との両方で申請可

○例えば、次のような場合に、活用をご検討下さい。
・集落近くの竹藪や桜並木、地区の住民が集まる神社の樹木等を、地区として管理、整備したいと思うが、財源がなく実施できる補助制度もない場合。

○主な補助対象経費、主な事業の補助額の上限は次のとおりです。
・主な対象経費：消耗品、燃料代、備品購入、作業日当等　　(補助対象経費)参照
・「森林」及び「周辺」環境の保全、向上に資する事業　　１事業１５万円
その他の事業については、(補助金の範囲及び補助金の額)参照

○その他、詳しくは、別紙【事業概要】【事業の流れ】をご覧ください。

○要望がある場合
別紙１の要望書を、９月２２日（金）までに、農林政策課に提出してください。

○ご不明な点などは、農林政策課（３４－０９６０）へお問い合わせください。

【事業概要】

（趣旨）

この事業は、地域住民等が行なう、森林の管理、森林環境の保全や森林資源の活用等に資する活動（以下「事業」という）を支援することにより、地域活動の継続と、過密のない農山村の生活環境と地域の魅力を向上させることを目的としています。

（実施主体）

この事業において補助の対象となる事業を実施する者は、神河町内に所在地を置く、次の各号のいずれかに該当する団体とします。

(1)　森林組合、生産森林組合
(2)　自治会、財産管理組合等、地区の共有林を管理する団体
(3)　その他趣旨に合致する活動を行なう法人、団体、事業所

（補助対象事業）

補助の対象となる事業は次の各号に掲げるもので、既存の補助事業等の対象とならないものとする。

(1)　林業の活性化

① 林業後継者の育成等、林業の活性化に資する事業
具体的には、森林組合等の新規就業者の装備等の費用補助及び町内の賃貸住宅居住の場合の家賃補助を予定しています。

(2)　森林環境の保全

①「森林」及び「周辺」環境の保全、向上に資する事業
○「森林」とは、町森林整備計画の対象森林（森林簿に掲載の森林）【５月受付済】

事業例　上記森林での、生産森林組合、自治会及び財産管理組合等が行う間伐、草刈り等の維持管理活動。
対象森林内の社寺周辺林の間伐、伐採等も対象。

（今回受付事業）
○「周辺」とは、集落内の上記以外の山林（従前田畑であった場所に植栽を行ったなど）、社寺敷地内の樹木、集会所・公園・道路周辺等の樹木を指す。

事業例　森林周辺の林地の間伐や草刈りなど保全、向上活動。
桜並木、竹藪等の保全、向上活動。
平地部にある社寺、公民館集会所等の樹木の保全、向上活動。
（宗教法人からの申請は不可。）

②苗木の植栽等【５月受付済】**※桜、モミジの苗木の植栽は要望可**
○町森林整備計画の対象森林（森林簿に掲載の森林）での植栽。
皆伐地における、広葉樹等の植栽。

⑶　**森林資源の活用**

県内産木材、町内産林産物等、森林資源の活用促進に資する事業

① 産材の活用　　内装工事、什器の購入等

② 町内産林産物等　　町内産木材を利用した木材製品の製造、販売等

③ 森林資源の活用促進　ミツマタ出荷、ウリハダカエデ等樹液の活用等

⑷　その他、趣旨に適合すると町長が認める事業

⑴～⑷共通　一実施主体が、年度内に同一の事業を複数回実施することも可能。

例）春と秋に森林管理作業を実施　→　対象経費の合計が補助額の上限以内なら１回の申請で可。上限を超える場合は、春と秋で別々に申請も可。

但し、予算の範囲内に限ります。

（補助対象経費）

補助の対象となる経費は、下記のとおりです。

科　　目	備　　考
需用費	消耗品、燃料代、修繕費等。お茶以外の食料費は不可。
原材料費	植栽用苗木等の資材費
作業日当	1,000円/hr、7,000円/日･人を上限とする。
役務費	輸送費、保険料等
賃借料	重機、車両等借上料
使用料	通行料、使用料等
委託料	作業等委託料。実施主体が直接実施することが出来ないものに限る。
報償費	協力者謝金等
備品購入費	1件2万円以上。事業実施に必要不可欠なものに限る。特定の個人の占有となるものを除く。

（補助金の範囲及び補助金の額）

神河町は、実施主体に対して、予算の範囲内で事業に要する経費の全部、又は一部を補助します。

１事業当たりの補助金額の上限は、事業の区分に応じ下記のとおりです。

事業区分	上限額
（１）林業の活性化	50万円
（２）森林環境の保全	15万円
（３）森林資源の活用	10万円
その他の事業	10万円

※補助金の額に1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

【事業の流れ】

１．要望書の提出

今回の要望書提出は、前回対象外であった森林「周辺」における森林環境保全事業のみとなります。

事業採択を希望する団体は別紙１の要望書を９月２２日（金）までに、農林政策課に提出してください。

２．要望の採択

原則、予算の範囲内で、事業の採択を行います。

事業採択については各事業の実施内容（緊急性等）で判断します。

但し、桜、モミジの要望は優先的に採択します。

３．交付申請

要望採択の団体には、補助金交付申請の手続きのご案内を行います。

補助金交付申請の際は、下記の書類等を添付ください。

① 補助金交付申請
② 収支予算書
③ 位置図、事業概要図
④ １つの支出が２万円以上の場合は見積書（作業日当を除く。）
⑤ 備品購入の場合はカタログ（備品等購入の場合）
⑥ 事業実施承諾書（自らが所有又は管理する森林以外の森林等で実施する場合）
⑦ 活動場所の現況写真

４．事業実施

事業着手は、交付決定通知書の日以降とし、補助対象経費も通知日以降の支払いが対象となります。

５．事業計画の変更

事業内容、補助金額に変更がある場合は、補助金変更交付申請書の提出をお願いいたします。事業内容が大幅に変更する場合は、事前に協議をお願いいたします。

ただし、実施回数、委託内容など事業内容に変更が無く、補助金の額が交付決定額の３割以内の減額である場合は、補助金変更交付申請書の提出は不要といたします。

６．実績報告書

事業の完了日は、事業に係る対象経費の支出の最終支出の領収日となります。

事業実績報告を事業終了の日から３０日以内に提出ください。

実績報告の際は、下記の書類を提出ください。

① 実績報告書
② 収支決算書
③ 位置図、事業概要図、領収書の写し等
④ 実施状況写真（着手前後、日当支出の場合は実施日毎に集合写真必要）

７．補助金の請求

町は実績報告書の提出を受けた後、内容を確認し、実施団体に補助金交付額確定通知書を送付いたします。併せて請求書を送付いたしますので、金額等確認のうえ請求印を捺印していただき提出頂きますようお願いいたします。

概ね請求日から２０日以内での支払いとなります。

別紙　1

令和５年　　月　　日

神河町長　山名　宗悟　様

所 在 地　　神河町
団 体 名
代表者名　　　　　　　　　　㊞

神河町元気森もり活動推進事業要望書

令和５年度神河町元気森もり活動推進事業について、下記のとおり要望いたします。

記

1　事 業 種 別　　森林及び周辺環境の保全、向上　（申請額上限 15 万円）
2　事業実施場所　　神河町　大字＿＿＿字＿＿＿地番＿＿＿＿

※林班（役場にて記入）　神崎＿＿班　大河内＿＿班

3　事業地山林所有者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　実施予定時期　令和＿＿年＿＿月～令和＿＿年＿＿月

5　実施事業の種類　1.　人工林間伐　2. 広葉樹林・竹林等の間伐・伐採
3.　下刈り　4. 森林の見分・境界確認
5. その他（桜・モミジ等）

6　事業の具体的な内容　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提出締め切り　令和５年９月 22 日(金)　　提出先　農林政策課　松田

資料８

神河（鳥獣対協）第５号
令和５年８月２４日

各　区　長　　様

神河町鳥獣被害防止対策協議会
会　長　　山　名　宗　悟

動物駆逐用煙火（轟音玉）保安教育講習会の開催について

残暑の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、町行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度もサルの被害対策の一環として、轟音玉の適正な使用と効果的な追い払いが行えるよう動物駆逐用煙火保安教育講習会を開催しますので、受講いただきますようご案内申し上げます。

記

１．開催日時　　令和５年１０月１２日（木）　午後２時～午後４時

２．開催場所　　講 習 会：大河内保健福祉センター２階　福祉講習室
　　実地研修：神河町上岩地内「旧環境センター」

３．報告期限　　令和５年９月２２日（金）
　　※お手数をお掛けしますが、受講者を取りまとめの上、ご報告願います。
　　※申込時に煙火消費保安手帳と手帳交付手数料（写真）も併せて提出お願いします。

４．開催内容　　サルの生態と被害対策について　講師：兵庫県森林動物研究センター（約 20 分）
　　動物駆逐用煙火保安教育講習　　講師：兵庫県煙火協会（約 20 分）
　　実地研修
　　※詳細は、「開催要領」をご覧ください。

５．注意事項
・朝来市、丹波市青垣町等での開催もありますが、原則、神河町で受講をお願いします。
・受講者への当日の参加連絡は、区長様からお願い致します。
・各区の受講者等については、別途、リストを送付させていただきます。

担当：神河町役場農林政策課／松田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

動物駆逐用煙火保安教育講習会（轟音玉講習会）開催要領

１．目　的

動物駆逐用煙火は、野生動物の追い払い手段として一定の効果があるが、火薬類取締法に規定される火工品であるため、その使用にあたっては、煙火消費保安手帳（動物駆逐用）の交付を受けなければならない。

このため、動物駆逐用煙火の適正な使用と効果的な追い払いが行えるよう動物駆逐用煙火保安教育講習会及びサルの被害対策研修会を実施する。

２．主　催　　神河町鳥獣被害防止対策協議会

３．対象者

ニホンザル、その他野生動物の被害対策に取り組む住民で集落が推せんする者
（各集落概ね３～５名程度で、昼間に家にいることが多い方）

４．講習内容

（1）日　時　令和５年１０月１２日（木）午後２時～午後４時　※雨天決行
（2）場　所　講 習 会：大河内保健福祉センター２階　福祉講習室（神河町役場南隣）
　　実地研修：神河町上岩地内「旧環境センター」
（3）内　容　①サルの生態と被害対策、電気柵の安全使用について
　　講師：兵庫県森林動物研究センター
　　②動物駆逐用煙火保安教育講習及び実習　　講師：兵庫県煙火協会

５．参加申込（事前受付）

別紙様式１に氏名、住所、生年月日等の必要事項を記入の上、令和５年９月２２日（金）までに、各区取りまとめの上、煙火消費保安手帳と交付手数料を添えて農林政策課へ提出してください。

６．動物駆逐用煙火保安教育講習会の受講料等について

（1）受講料・手数料

区　分	受講料	手帳交付手数料	合　計	写　真
新　規(今回初めて取得、昨年受講されていない方)	(1,500 円)	2,700 円	2,700 円	必要
更　新(令和元年度以降交付で継続受講の方)	(1,500 円)	0 円	0 円	不要
再交付(平成 30 年度に初受講の方、昨年受講で紛失した方)	(1,500 円)	2,200 円	2,200 円	必要

※受講料(1,500 円)は神河町鳥獣被害防止対策協議会が負担しますので不要です。

【注意事項】

・今回初めて取得する方は、写真（横２．５センチ×縦３センチ、裏面に氏名を記入）を１枚提出してください。(昨年受講されていない方については、新規扱いとなります。)

・更新の方で、５回目の更新の方（平成３０年に初受講された方で手帳の一番下の欄が１行の方）は再交付になりますので、手帳交付手数料と写真を１枚提出してください。※参考図参照

参考図

（煙火消費保安手帳）（イメージ図）

・更新の方で、４回目の更新までの方（令和元年度以降に初受講の方で保安教育講習受講記録欄が２行以上空白の方）については写真と手帳交付手数料は共に不要です。
・更新される方、再交付される方、また更新されない方についても手帳は提出してください。
・写真は横２．５センチ×縦３センチで必ず証明写真の写真を提出してください。
※サングラス、帽子の着用なし、無背景、デジタルカメラ不可
・手帳の交付手数料については、多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）の対象事業費として支出できます。ただし、構成員の方に限ります。

別紙様式１

動物駆逐用煙火（轟音玉）の煙火消費保安手帳の取得申込書

区　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	受　講　す　る　者	写真・手帳貼付欄
1	ふりがな ① 氏　　名 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ☎　－ ② 住　　所 ： 神河町　　番地 ③ 生年月日 ： 昭和・平成　　年　　月　　日（満　　才） ④ 講　　習 ： 初めて→（写真が必要。裏面に氏名を記入） 更　新→（煙火消費保安手帳を申込時に提出） 再交付→（手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入） ⑤ 講習料金 ： ￥　　円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 **更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。**
2	ふりがな ① 氏　　名 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ☎　－ ② 住　　所 ： 神河町　　番地 ③ 生年月日 ： 昭和・平成　　年　　月　　日（満　　才） ④ 講　　習 ： 初めて→（写真が必要。裏面に氏名を記入） 更　新→（煙火消費保安手帳を申込時に提出） 再交付→（手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入） ⑤ 講習料金 ： ￥　　円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 **更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。**
3	ふりがな ① 氏　　名 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ☎　－ ② 住　　所 ： 神河町　　番地 ③ 生年月日 ： 昭和・平成　　年　　月　　日（満　　才） ④ 講　　習 ： 初めて→（写真が必要。裏面に氏名を記入） 更　新→（煙火消費保安手帳を申込時に提出） 再交付→（手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入） ⑤ 講習料金 ： ￥　　円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 **更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。**
4	ふりがな ① 氏　　名 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ☎　－ ② 住　　所 ： 神河町　　番地 ③ 生年月日 ： 昭和・平成　　年　　月　　日（満　　才） ④ 講　　習 ： 初めて→（写真が必要。裏面に氏名を記入） 更　新→（煙火消費保安手帳を申込時に提出） 再交付→（手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入） ⑤ 講習料金 ： ￥　　円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 **更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。**
5	ふりがな ① 氏　　名 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ☎　－ ② 住　　所 ： 神河町　　番地 ③ 生年月日 ： 昭和・平成　　年　　月　　日（満　　才） ④ 講　　習 ： 初めて→（写真が必要。裏面に氏名を記入） 更　新→（煙火消費保安手帳を申込時に提出） 再交付→（手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入） ⑤ 講習料金 ： ￥　　円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 **更新、再交付の方は、 手帳を提出してください。**

※令和５年９月 22 日（金）までに各区取りまとめの上、農林政策課へ提出してください。

申込者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　受講料（手帳交付手数料）合計＿＿＿＿＿＿＿＿円

神河町全世帯対象

神河町価格高騰対策
生活支援商品券

電気・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている神河町民の支援と消費の下支えを目的として、各世帯に町内共通商品券「神河町価格高騰対策生活支援商品券」を交付します。

支給対象者

神河町内に住民登録のある世帯主（令和5年8月１日時点）

商品券の額

１世帯当たり　　**10,000円**（1,000円×10枚綴り）

使用期間

令和 ５年 ９月 １日から
令和 ５年１１月３０日まで

商品券イメージ

＼お早めにご利用ください／

取扱店舗は裏面をご確認ください

●お問合せ先　神河町 ひと・まち・みらい課　電話番号 0790−34−0971

取扱店舗一覧

越知
なかみち
藤本商店
根宇野
グリーンエコー笠形
中村
足立化粧品店
㈲ガスショップ秋山
かみかわ倶楽部　創作料理　春夏秋冬
㈱神崎ストアー
喫茶まつば
小桜
ごはんや香
蕎麦処　咲
難波ガラス店
バーバーショップロード
ブティックジュン
松原菓子店
miya-pain
森呉服店
粟賀町
あかまつクリーニングAコープ粟賀店
ウエルシア神崎神河店
Aコープ　粟賀店
菓旬処　彩
割烹　つぼ多
喫茶・軽食　ナウ
古民家カフェ&オムライスの店　ビコーズ
そば食事処和心
にしは多
㈱播但自動車整備工場
フラワーショップ藤樹園
㈱平和タイヤ
㈲ヘルスショップ
ほんだ自転車商会
マックスバリュ西日本㈱神河店
La・mia・casa
渡部ゼミナール

福本
足立商店
㈱粟賀自動車サービス
㈱オートピア
ゴダイドラッグ神崎店
彩華
斉藤薬品
ジュンテンドー神崎店
新鮮市場　おたふく
タイヤショップ　フジワラ
㈱鳩自動車
ホームプラザナフコ神崎店
焼肉　華乃彩
ら一麺　八番
柏尾
黒田石油㈱　峰山口給油所
タイ料理　ファータイ
熟成パン工房ABODEN
加納
前川農機
東柏尾
リカーズ　さか田
柳月堂　玉川
笑来童喜研究所㈱もこと&ども
1×1(ONE BY ONE)
吉冨
粟賀ゴルフ倶楽部
AGENT(エージェント)
お好み焼き　ほそおか
㈱難波商店
Panasonic リフォーム Club ㈱フィールウッド
道の駅　銀の馬車道・神河　アンテナショップかまど
道の駅　銀の馬車道・神河　かんざき大黒茶屋
山下畳店
猪篠
お食事処　しあわせのひなた
ヨーデルの森
新野
佐賀建具店
㈲左納オート
播州こうじや

比延
リカーショップ寺前店
寺前
荒木商店
割烹　山水
cafe　hanul
岸中理容店
北川精肉店
銀の馬車道ら～めんのお店　余田屋
サリーハウス
寿司　利久
㈱でんきや杉田
㈲よしのや
鍛治
上田クリーニング寺前駅前店
鵜野電気商会
カーミンの観光案内所
寺前楽座まちの灯り
上岩
水車公園　こっとん亭
高朝田
小島電気設備
南小田
手打そば　敏八
上小田
峰山高原ホテル　リラクシア
豊楽
粟
坂元自動車
長谷
エスモービル
㈱OFFICE　KAJIYANO
café 衣都
さんだお
世良衣料品店
㈲タナカ建築
ふれあいSS
ホテルモンテローザ
Yショップふれあいマーケット
市川
㈱荒木印刷
鶴居自動車整備

【順不同】

- 購入の際、つり銭は支払われません。
- 使用有効期限は令和5年１１月30日(木)までです。
- 神河町価格高騰対策生活支援商品券取扱店舗のみでご利用いただけます。
- たばこ、換金性の高いもの(商品券やプリペイドカード等)、国や自治体への支払い、処方薬、不動産の購入代金等には利用できません。

●お問合せ先　神河町 ひと・まち・みらい課　電話番号 0790-34-0971

資料 10

◆　地域自治協議会設立に向けた取組について

8/24区長会提出（令和5年8月1日現在）

1　７ブロック全体の取り組み状況

①**越知谷ブロック**（正副区長）は、R4.8/1から髙木集落支援員を事務局配置。10/15越知谷ブロック地域自治協議会設立準備会総会（書面決議）において、規約、役員、地域づくり計画及び令和5年度事業計画について、代議員24名の全員の賛成により可決承認。事務所は大畑コミュニティセンター。11/25地域交通に関する住民アンケート配布、11/30越知谷地区への早期導入についての要望書を町長宛提出。アンケート結果は３月広報配布と合わせて住民配布・1/26町に結果提出。4/27設立総会。5/8交付金申請・5/11決定。5/31第1期分交付。5/22交流部会・5/23安心部会・5/24安全部会。5/27設立第1号として神戸新聞掲載。6/23理事会で命のカプセル、歴史文化勉強会、地区防災計画策定、AED整備、グラウンドゴルフ大会、収穫祭、地域づくり勉強会、先進地視察について議案審議・決定。以降も、随時部会協議等を進め事業推進。

②**粟賀北ブロック**（区長⇒正副区長）は、課題集約項目の中から共通課題について協議を進め、防犯対策（カメラ）、防災対策（必要資機材の点検確認からの要望へ）を更に具体化させた協議を展開。萩原集落支援員は協議の継続を念頭に5/27第3回協議会から出席（R5.4/1付委嘱）。11/14第７回協議で現体制による会長１名、副会長４名を選出し任期を２年とした。事務所は粟賀の驛。消防ブロックと自治協枠組み相違問題について継続的に協議をしていくことも確認。1/27第9回協議で規約・申し合わせ事項を確認。防犯カメラ補助継続と防災資機材整備協議中。3月広報配布時に住民説明資料を配布。4/20第11回以降は新正副区長を交えビジョン、運営体制等協議。5/23第12回、6/13第13回、7/16第14回で今後のスケジュール、キャッチコピー・基本方針等地域づくり計画・6年度事業計画等協議・決定及び規約中の構成と役割を再確認。8/29第15回は設立準備会内容について協議。

③**粟賀南ブロック**（区3役）は、課題集約項目の中から各区優先3項目を具体化した内容をもって8/10第4回、9/14第5回協議へと繋ぐ一方で組織体制について、会長1名、副会長2名を行政順で各区長が担うことを確認。任期２年。地域づくり計画について、先ずは河川の環境整備から取り組むこととし、10/12第6回協議を踏まえた11/25各区代表者（副区長）部会において取組の方向性を確認。2/1第7回協議で6区代表者で構成する部会長・副部会長を行政順で繋ぐことを確認。事務局候補協議中。子どもや高齢者の課題については次のステップとして取り組む。3/31第9回で事務所を除き規約・申合せ内容を確認。4/24河川環境整備の要望書提出。6/10第10回で山下（裕太）集落支援員配置を決定。6/19南ブロック6区長と集落支援員との面談協議で7/1からの配置を決定、事務所はかみかわ移住定住サポートセンターに置く。7/28第11回、8/10第12回で規約・申し合わせ事項確認及び、地域づくり計画は河川環境整備に限って部会検討を前提に協議を進める。

④**大山ブロック**（区3役）は、課題集約項目の中から各区優先5項目を具体化した内容をもって9/11第4回協議を進め、大山小学校跡地への遊具設置の検討を協議中。10/23第5回で組織・役員体制について組織運営の継続を重視して現区長から会長1名、副会長1名、理事2名を選出、現副区長から部会長を選出することを確認。12/10第6回協議で準備会設立までのスケジュール、事務局の公募（3月）、生活、活性化、文化・交流、安全・安心の4部会長及び、地域づくり計画概要を大筋で確認。2/17第7回で事務所を除く規約・申し合わせ事項、10月までの体制を確認。3月住民向資料と事務局公募チラシを配布。4/21第8回で旧大山財産区事務所に決定。6/1から山里集落支援員を事務局配置。6/17各種団体合同会議でこれまでの取組、まちづくり計画案、規約・申合せ事項、代議員の選出等について報告・協議。6月末代議員申込書添付の住民向資料第2弾を配布。次回第9回は9/2。

⑤**寺前ブロック**（区3役）は、課題集約項目の中から各区優先5項目を具体化した内容をもって8/25第5回協議を進め、5分野から更に、医療・買い物等暮らしの手助け対策、草刈り・放棄地・空き家空き土地等環境対策、地域伝統行事の継承・イベント等賑わいづくりの3部会に。10/24第6回協議で会長1名、副会長2名を行政順で各区長が担うことを確認。任期2年。事務所は寺前地域交流館。部会長・副部会長も決定。現状認識の共有と地域づくりの基本構想的な議論から出発することを確認し12/23第7回は3部会同時開催、各部会報告で課題認識を深めた。4/24第9回は住民説明・事務局含む運営体制等について協議。6/19第10回は事務局選任協議で後日確認報告を受けることを確認。引き続き第3回目の部会協議。6/25 ブロック6区長協議で山下（詔和）集落支援員の7/1からの配置を決定。第11回は8/24。

⑥**小田原ブロック**（区長⇒正副区長）は、課題集約項目の中から共通課題について協議を進め9/5第5回協議では大まかな取り組む方向性（ふれあい交流事業、身近な困りごと対策、歴史・文化の継承、防犯・防災・地域の生活環境の向上など）と現体制による会長1名、副会長2名を決定。10/31第6回、12/5第7回協議では規約内容の確認と合わせ、地域づくり計画における財源充当の考え方を示しながら更に充当先の具体化協議。役員任期は1年。1/30第8回協議で地域づくりの基本方針と基本計画を確認。3月広報配布時に住民説明資料を配布。3/6第9回確認に基づきR5.4/1から立岩集落支援員を事務局配置。4/17第10回で各区副区長による部会体制を決定し5/29第11回で各部会報告を受けて協議。6/26第12回は各部会提案を受け取組内容の具体化、取組内容によっては引き続きアンケートで各区実態を踏まえて意見集約後提案協議。7/24第13回、8/28第14回も各部会取組についての継続協議。

⑦**長谷ブロック**（区長のみ）は、既存組織「長谷地区の振興を考える会」との一本化協議から進めるべきであるとの結論に達し、8/25第4回協議会から仕切り直し協議。10/5代表4区長による仕分け作業結果に基づき、10/17第6回で全体確認の後、10/22考える会3役と協議。考える会との組織の一本化を確認。諸々の課題があるが、共通の課題として人の問題が挙げられており、（仮）お助け隊的組織を展望し、獣害防止・除草対策の実施を検討していく他、「考える会」事業への支援について、イベントに限定することなく、本来目的である地域の活性化の視点でその支援内容を検討していく。R5.4/1から小林集落支援員と合わせ、ブロックとして藤原事務局補佐員を事務局配置。4/17第7回は組織規約、運営体制等を協議。5/16第8回でホタルまつり対策としての草刈り、小規模集落対策としての獣害防止、草刈りお助け隊賃金を決定。5/27考える会総会で、自治協部会を追加、又、当面の間、別途定める規約に則り運営を行うことについて承認。集約済みの5分野の課題内容の点検振分けを6/12第9回から実施し7/6第10回で概ね9区課題事業の整理が完了し、8/22第11回以降、地域づくり計画の文書化を進める。

2　その他

・協議会設立について、R5年度は越知谷ブロック、R6年度は粟賀北ブロック、粟賀南ブロック、大山ブロック、寺前ブロック、小田原ブロック、長谷ブロックで予定されています。
・事務局集落支援員は、全7ブロックで決定し配置されています。
・事務局用ノートパソコン及びプリンターについて、現時点で、大山ブロック、小田原ブロックから申し出があり貸与済です。粟賀南ブロック、寺前ブロックは現在、貸与準備中です。
・7/12　第1回各ブロック代表・事務局連絡会議を開催し情報共有と意見交換を行いました。（概要は別紙のとおり）
　情報共有と連携強化のため、今後は年1～2回程度の事務局連絡会議を開催していく予定です。

◆各ブロック地域自治協議会設立に向けた推進状況　　No.2

8/24区長会提出（令和5年8月1日現在）

※敬称略/決定分のみ

	協議会	越知谷B	粟賀北B	粟賀南B	大山B	寺前B	小田原B	長谷B	備考
	【協議会設立】								
	①5年4月設立	○							
	②6年4月設立		○	○	○	○	○	○	
	【設立準備会】								
1	事務局（集落支援員）選任								
	①専任							小林希世美	
	②兼任	髙木浩	萩原幸亮	山下裕太	山里佳世	山下詔和	立岩千咲		
	③専任＋地域づくり交付金対応補助員							藤原登志幸	
2	事務所等								
	①集会所内	大畑コミセン				寺前地域交流館	会長居住区		
	②使用料設定	5,000円/回	5,000円/月			5,000円/回	—		
	③上記①以外		粟賀の驛	移住定住センター	旧大山財産区事務所			センター長谷	
	④ノートパソコン・プリンタ	不要	不要	必要	貸与済	必要	貸与済		
3	地域づくり計画								
	①大まかな方向性	○	○	○	○	○	○	○	
	部会数	3部会	5部会	3又は5部会	4部会	3部会	5部会	7(1)部会	
	立上年度	3部会	当面1部会	当面1部会					
	②全体計画書	○	概要○		概要○		概要○		
	③計画年数	10年	10年		10年		15年		
	④年度別計画（別記様式）	○	○						
4	初年度交付金申請準備								
	①設立年度事業計画及び予算	○							
5	組織構成・規約								
	①規約・申し合わせ等確認	○	○	△	○	△	○	○	
	②役員（会長・副会長）の選任	○　2年	○　2年	○　2年	○　2年	○	○　1年	○	
	③総会代議員定数	30名まで	20名まで	30名まで	30名まで	30名まで	46名	考える会委員62名	
6	ブロック内住民への情報配信展開								
	①協議会開催	⑪4/14	⑮8/29	⑫8/10	⑩9/2	⑪8/24	⑭8/28	⑪8/22	
	②推進状況の配信	8/25	2/24		2/24・6/26		2/24		
	③その他	公共交通アンケート、部会員間ライン連絡	懇親交流も計画⑭7/16	4/24河川整備要望提出					
7	設立準備会（総会資料）	10/15							
	①書面表決	○							
	②事前配布	○							
	③設立準備会認定申請	○							
	④設立準備会認定通知	○							
	⑤総会承認	○							
8	ブロック内住民への情報配信展開	総会後○							
9	設立総会	4/27							
	①代議員出席	○							
	②総会案内	○							
	③設立総会	○							
10	地域づくり交付金申請	総会後○							
	①申請書提出	5/8							
	②交付決定通知	5/11							

神河町の人口推移

神河町の人口推移と出生数をお知らせします。
（各年度3月31日現在）

問 住民生活課　☎34－0962

	平成28年度（H29.3.31）								令和3年度（R4.3.31）							
区名	年少		生産		老年		人口計	出生数	年少		生産		老年		人口計	出生数
	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（0歳児）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（0歳児）
新田	3	4.6	33	50.8	29	44.6	65	0	0	0.0	21	41.2	30	58.8	51	0
作畑	6	5.7	33	31.4	66	62.9	105	0	1	1.3	25	32.5	51	66.2	77	0
大畑	17	7.4	98	42.4	116	50.2	231	0	5	2.6	80	40.8	111	56.6	196	1
越知	24	7.4	147	45.5	152	47.1	323	1	17	6.2	124	45.3	133	48.5	274	1
岩屋	12	5.9	115	56.9	75	37.1	202	0	5	2.9	83	48.8	82	48.2	170	0
根宇野	31	8.4	183	49.5	156	42.2	370	0	26	7.5	161	46.4	160	46.1	347	2
山田	41	8.0	299	58.1	175	34.0	515	3	35	7.7	248	54.3	174	38.1	457	1
中村	105	12.5	520	61.8	216	25.7	841	13	104	13.1	457	57.5	234	29.4	795	2
粟賀町	60	12.5	256	53.2	165	34.3	481	3	50	12.0	199	47.7	168	40.3	417	1
福本	112	12.9	515	59.3	242	27.8	869	9	114	13.5	474	56.2	256	30.3	844	7
貝野	18	9.1	107	54.0	73	36.9	198	1	29	13.2	119	54.3	71	32.4	219	1
寺野	32	9.0	200	56.3	123	34.6	355	1	21	6.6	168	52.7	130	40.8	319	0
柏尾	42	15.4	154	56.4	77	28.2	273	1	34	13.0	147	56.1	81	30.9	262	1
加納	32	11.6	170	61.8	73	26.5	275	3	30	11.4	154	58.6	79	30.0	263	2
東柏尾	31	10.1	165	53.6	112	36.4	308	0	35	11.9	139	47.1	121	41.0	295	0
吉冨	81	11.1	409	56.0	240	32.9	730	8	58	8.5	370	53.9	258	37.6	686	4
杉	29	11.0	139	52.7	96	36.4	264	2	24	9.5	127	50.4	101	40.1	252	0
大山	19	7.2	133	50.2	113	42.6	265	0	16	6.6	107	44.0	120	49.4	243	1
猪篠	30	7.5	231	57.5	141	35.1	402	0	18	5.2	180	52.0	148	42.8	346	0
しんこうタウン	52	35.9	92	63.4	1	0.7	145	2	62	32.5	127	66.5	2	1.0	191	0
新野	55	13.2	238	57.1	124	29.7	417	3	29	8.6	175	51.9	133	39.5	337	1
野村	42	12.2	176	51.3	125	36.4	343	6	27	9.0	147	49.2	125	41.8	299	1
比延	29	16.4	90	50.8	58	32.8	177	1	34	22.2	69	45.1	50	32.7	153	1
寺前	156	16.4	550	58.0	243	25.6	949	11	136	14.7	547	59.1	243	26.2	926	9
鍛治	32	9.9	171	52.9	120	37.2	323	2	23	8.0	153	53.3	111	38.7	287	0
大河	31	10.5	156	52.7	109	36.8	296	1	28	11.0	125	49.0	102	40.0	255	1
上岩	14	7.4	106	55.8	70	36.8	190	0	13	7.4	97	55.1	66	37.5	176	0
高朝田	37	13.4	153	55.2	87	31.4	277	1	33	12.5	135	51.1	96	36.4	264	3
宮野	25	14.7	90	52.9	55	32.4	170	0	22	14.5	68	44.7	62	40.8	152	0
南小田	35	9.0	207	53.4	146	37.6	388	1	27	7.9	165	48.4	149	43.7	341	0
上小田	6	3.2	91	47.9	93	48.9	190	0	8	4.8	74	44.6	84	50.6	166	1
川上	12	6.5	100	53.8	74	39.8	186	0	6	4.0	65	43.3	79	52.7	150	0
大川原	1	1.6	24	38.7	37	59.7	62	0	8	11.9	25	37.3	34	50.7	67	1
本村	17	9.7	90	51.4	68	38.9	175	0	8	5.3	80	53.3	62	41.3	150	0
赤田	3	4.3	32	45.7	35	50.0	70	0	3	5.2	21	36.2	34	58.6	58	0
重行	4	8.3	24	50.0	20	41.7	48	0	2	4.2	23	47.9	23	47.9	48	0
為信	1	2.2	19	42.2	25	55.6	45	0	2	5.4	13	35.1	22	59.5	37	0
峠	1	3.3	15	50.0	14	46.7	30	0	1	3.7	13	48.1	13	48.1	27	0
栗	12	7.4	84	51.9	66	40.7	162	1	15	9.9	63	41.7	73	48.3	151	2
渕	0	0.0	11	39.3	17	60.7	28	0	0	0.0	8	42.1	11	57.9	19	0
計	1,290	11.0	6,426	54.7	4,027	34.3	11,743	74	1,109	10.3	5,576	51.8	4,082	37.9	10,767	44

※割合（%）は自動計算処理していますので、合計が100%になっていない場合があります。

★各ブロック地域自治協議会設立に向けた区長協議会等開催状況一覧　　8/24区長会提出（令和5年8月1日現在）

	行政区順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	ブロック名	越知谷ブロック					粟賀北ブロック					粟賀南ブロック						大山ブロック				寺前ブロック						小田原ブロック					長谷ブロック								
	項目	新田	作畑	大畑	越知	岩屋	根宇野	山田	中村	粟賀町	福本	貝野	しんこうタウン	寺野	柏尾	加納	東柏尾	吉冨	杉	大山	猪篠	新野	野村	比延	寺前	鍛治	大河	上岩	高朝田	宮野	南小田	上小田	川上	大川原	本村	赤田	重行	為信	峠	栗	渕
1	区役員会等説明会	12/19			12/4	1/22	12/26	12/25	11/23	12/11	11/1	2/5	3/12		12/5	1/30	12/12	1/29	2/19	2/12	12/11	12/4	寺前B全体 12/13					11/26	12/18	1/29	10/28		長谷B全体 1/12								
2	区総会説明会			3/6									6/25	3/20																	4/10										
3	設置（準備会完了は6月前）	R５					R6					R6						R6				R6						R6					R6								
4	事務局集落支援員（専・兼）	髙木　浩（兼）					萩原幸亮（兼）					山下裕太（兼）						山里佳世（兼）				山下詔和（兼）						立岩千咲（兼）					小林希世美（専）藤原登志幸（補）								
5	パソコン・プリンター	不要					不要					必要						2023/6/6				必要						2023/5/29					不要								
	◇ブロック世帯数（R3.4基礎値）/人口（最新）	341/741					1,058/2,799					598/1,525						552/1,477				903/2,194						410/1,121					310/683								
	◇設立に向けた協議会メンバー	正・副区長					区長⇒正・副区長					各区3役						各区3役				区長⇒各区3役						区長⇒正・副区長					区長/考える会に「自治協部会」								
6	第1回協議会	2/18					1/27					1/12						2/3				12/13						1/28					1/12								
7	第2回協議会	6/20					4/22					4/20						2/21				3/12						5/9					2/24								
8	第3回協議会	7/11					5/27					7/6						6/19				4/23						6/13					3/24　考える会6/23・7/5								
9	第4回協議会	7/25					7/15					8/10						9/11				6/20						7/11					8/25								
10	第5回協議会	8/19					8/26					9/14						10/23				8/25						9/5					9/29　代表区長仕分け10/5								
11	第6回協議会	9/20					9/26					2022/10/12　部会11/25						12/10				10/24						10/31					10/17　代表4区長・考える会10/22　報告10/24								
12	第7回協議会	11/21					11/14					2/1						2/17				12/23						12/5					4/18								
13	第8回協議会	1/26　団体説明2/17					12/19					2/24						4/21				2/24						1/30					5/16								
14	第9回協議会	3/30					1/27					3/31						団体合同会議6/17				4/24						3/6					6/12								
15	第10回協議会	以降、各部会等取組					2/22					6/10						9/2				6/19						4/17					7/6								
16	第11回協議会						4/20					7/28										8/24						5/29					8/22								
17	第12回協議会						5/23					8/10																6/26													
18	第13回協議会						6/13																					7/24													
19	第14回協議会						7/16																					8/28													
20	第15回協議会						8/29																																		
21	第16回協議会																																								
22	住民への情報配信	8/25					2/24											2/24・6/26										2/24													
23	設立準備会総会	10/15																																							
24	設立総会	2023/4/27																																							

地域課題の解消、元気づくりに「地域

越知谷ブロックで活動開始、他の6ブロックで6年度設立に向けて協議が進められています

▲4/24粟賀南ブロック準備会構成6区長として河川環境整備の取組に係る兵庫県および神河町への要望書の提出

▲越知谷ブロック　4/27神河町第1号「越知谷ブロック地域自治協議会」が設立（大畑コミュニティセンター）

▲粟賀北ブロック
6/13第13回協議会（粟賀の驛）

▲粟賀南ブロック　7/28第11回協議会
（「かみかわ移住定住サポートセンター」）

6/2大山、7/4粟賀南、寺前ブロック事務局▲
集落支援員に委嘱書交付が行われました

◀大山ブロック　6/17各種団体合同説明会（吉冨集落センター）
3役協議会での取り組み経過、各区課題抽出とまちづくり計画、規約・申し合わせ事項、準備会立上げに向けたスケジュール、代議員の選出等について提案・協議が行われました

▲寺前ブロック
6/19第10回協議会（寺前地域交流館）

▲長谷ブロック
5/16第8回協議会（センター長谷）

▲小田原ブロック
7/24第13回協議会（高朝田農事集会所）

自治協議会」

～2021年10月、2022年4月、10月に続く第4弾です～

問 総務課 ☎34-0001

★7/12各ブロック代表・事務局連絡会議から抜粋★

■ 町長から

「特に人口減少下において、自治会運営も非常に厳しくなり毎年の集落懇談会でも課題が見えてくる中でブロックとして課題解決ができる仕組みとして提案。2050神河将来ビジョンも策定したが30年後になっても元気な神河町であり続けるために」との挨拶。

■ 7ブロックからの取組報告として

〈越知谷〉 ホームページ作成にも着手。安心、安全、交流の3部会全ての項目の取組が始まった。

― トップランナーとして期待 ―

〈粟賀北〉 スムーズな引継ぎを目的に旧区長が役職になる3層構造とした。全項目をやろうとすれば課題が多くやり切れない、力が分散するといったところから初年度は安全安心に取り組む。

〈粟賀南〉 大まかな方向性を文言にする作業に入る。目下、河川中心の取組として他のことは次のステップで進める。

〈大山〉 住民チラシ第2報で取組概要と公募代議員8名の募集をかけている。応募がない場合は越知谷の例に倣い区からの声掛けも検討。生活、活性化、文化・交流、安全・安心の4部会で進める。

〈寺前〉 医療・買い物など暮らしの手助け対策、草刈り・放棄地・空き家空き土地等環境対策、地域伝統行事の継承・イベントなど賑わいづくりの3部会で検討協議。市川沿いの草刈り等は共通で出来るが、医療・買い物では新野駅、寺前駅で生活ルートの違いがある。

〈小田原〉 昨年1年かけて困り事や要望などを集め、今年からは副区長にも入ってもらい同区区長、副区長で1つの部会を担当。制度に少し問題があったということもあるが加筆修正を加えながら進めていく。実態アンケート集約もこれからが大変。

〈長谷〉 9区課題事業の整理が完了し次は文言にしていく。町の補助メニューや既に予算内示もあり実際は地域づくり計画に上がるものがごくわずかに。小規模限界集落もあり、お助け隊を組織して草刈りや獣害柵維持補修などをカバーする。考える会との事業1本化までにはもうしばらく時間が必要。などの意見が出されました。

■ その他、町への要望として、区長負担軽減のための役場への配慮や役場全部署への自治協の取組周知、役場職員の相談窓口体制充実などについて意見が出されました。

■ また、兵庫県から地域振興課眞殿主幹に出席いただき「県として単独集落支援から集落で支え合う中での地域支援（多自然地域プロジェクト）にシフト、県としても引き続き参加し情報共有し持続可能な生活圏形成に取り組む。」とのお言葉をいただきました。

全7ブロックで事務局集落支援員が決まりました（敬称略）

ブロック	会　　長	事務局集落支援員
越知谷	竹國　敏郎	髙木　　浩
粟賀北	森　　明文	萩原　幸亮
粟賀南	廣納　　正	山下　裕太
大　山	船田　　穣	山里　佳世
寺　前	平岡　　覺	山下　詔和
小田原	立岩　直樹	立岩　千咲
長　谷	大仲　正記	小林希世美　藤原登志幸

資料 11

令和５年度町長懇談会
会場意見と町の回答の概要

(1)越知谷ブロック　５月２９日（月）午後７時から
　大畑コミュニティセンター

(2)粟賀北ブロック　６月　２日（金）午後７時から
　中村ドリームホール

(3)大山ブロック　　６月１２日（月）午後７時から
　杉営農センター

(4)寺前ブロック　　６月１６日（金）午後７時から
　寺前地域交流館

(5)小田原ブロック　６月１９日（月）午後７時から
　南小田農村環境改善センター

(6)長谷ブロック　　６月２３日（金）午後７時から
　センター長谷

(7)粟賀南ブロック　６月２６日（月）午後７時から
　東柏尾区集落センター

総務課

区長様におかれましては、会場でのご意見と町の回答を要約して記載しています。内容に漏れ、間違いがないか確認をお願いします。

なお、ページ数の関係上、会場でのすべての発言及び回答を掲載することはできません。あくまで要約としてまとめて報告しておりますので、御理解をお願いします。

また、区長様確認後、10月広報に掲載する予定です。

【連絡先】

神河町役場　総務課　岡部成幸

電話番号　0790-34-0001

ＦＡＸ　0790-34-0691

メール　soumu@town.kmikawa.hyogo.jp

令和５年度町長懇談会　会場意見と町の回答の概要

【①越知谷ブロック/令和５年５月29日（月）】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
大畑区	1	なかなか県道の拡幅が進まない中、町道として拡幅できないか。町長の考えをお聞かせ願いたい。何卒１日も早い実現をお願いしたい。	建設課(町長)	県道岩屋生野線についてはずっと要望が上がっている事項。県の予算が厳しい中、町も県と共同で施工する方法で、工事に係る費用の一部を町が負担するという方法を県に提案している。
作畑区	2	除雪地区の地形等を知っていただくために、雪が降る前に除雪業者の人に現地を確認していただきたい。 また現地に来ても積雪量に達していなかった場合でも、除雪せずに帰ることにないよう指導をお願いしたい。	建設課	県道については、毎年入札を行っているため、除雪時期の直前にならないと業者が決まらない。現地を確認するよう指導していきたい。 一度出動したら、最後まで退けるように指導していく。また除雪だけでは対応できないところは、融雪剤の散布も検討させていただきたい。
	2-2	去年、町道はきれいにやってくれた。問題は県道。丁寧に除雪していただきたい。	建設課	県道の場合は町が直接指導できない。県道の苦情は土木で対応しますので、情報を入れていただきたい。
			町長	県の業者が決まった段階で、福崎事業所から業者にしっかり注意をしておかなければいけない。町から福崎事業所に再度伝える。
大畑区	3	雪が降って何日かあとに、残っている県道上の雪を町の委託業者さんに除けてほしい	建設課	雪が降っているときは、いち早く現場に到着して、町道の除雪を先行してやらないといけないため難しいが、降っている時でなければ可能である。
作畑区	4	いつも除雪のことで毎年同じことを聞いているが毎年悪くなる一方。除雪車が速度を出しすぎて、毎年ランクルがはまっている。区長が言ったように、除雪が始まる前に、一度区役員と一緒に現場を下見してほしい。	建設課	シーズン前に業者と、区長さん、副区長さんと、私も含めて現地を下見したいと思います。
越知区	5	この薬師堂は昔から住民が大事にしている仏像です。鍵を閉めてしまったら、仏像の前で拝む事はできなくなり、結果賽銭が減り管理運営ができなくなる。防犯カメラの設置をお願いしたい。	教育課	回答のとおり、県の補助を使っていただくしかございませんが、賽銭箱の防犯に県の補助が使えるか、調べて回答させていただきたい。
越知区	6	子育て応援の一つとして、高校生まで通学の補助をすればどうか。神河町の高校生は姫路行こうが生野へ行こうが安くて行ける。だか	町長	良いご意見を頂戴しました。子育てについては、もっと強力に進めたいと思っている。「高校生まで医療費無料」はどこもやってい

【①越知谷ブロック/令和５年５月29日（月）】

		ら神河町で子育てがしやすいというＰＲをするのがいいと思う。		る。「学校給食の無料化」も増えている。通学関係もなんとか形を作って行きたい。
岩屋区	7	回答では、「道路防災推進 10 ヵ年計画」に基づきということになっていますが、1 件は道路とは関係のない個所ですので、県に要望を出すにあたって内容を確認していただきたい。 それと、「定期的な調査を行う」というのは、どういう調査をいつされるのか。	建設課	道路とは関係ない箇所ということですので、県の急傾斜地の担当に対応を検討していただくよう要望していく。 ご指摘の「定期的な調査」いつ、どういうことをするのかについて、県土木に聞いて回答させていただく。
作畑区	8	県道岩屋生野線の路面の悪い所は 30 年以上が経っている。車に乗っていても路面が悪いというのはわかるし、歩いていれば躓く状況。緊急度と言われてもここに住んでいる人は生活用道路なので、県に強烈にアタックしてほしい。	建設課	舗装してから30年、路面、表層が大変悪いというご指摘。この地域では県道が生活道路となっている。優先して工事していただくよう強く要望していきたい。
新田区	9	課題 1 点目は、道路側溝の蓋の件で、6 メートル幅員あっても、蓋をすることによって脱輪しないという安心感がある。また積雪時にはもっと安心できる。	建設課	作畑新田線の改良工事が幅員 6 メーター確保されており、道路側溝として十分な機能を果たしているため、側溝の蓋の設置は難しい。 また、最終的には外側線を両側とも引きますのでご理解願いたい。
新田区	10	課題 2 点目は、ガードレールの一部根元が凹んでいる箇所。水が溜まって塗装が剥げて錆が浮いている箇所、高所で危険なため、役場で定期的に監視していただきたい。	建設課	平成28年度にこのガードレールをどうするかということを、当時の役員さんと協議をした経過があります。当時、拡幅を優先してもらいたいとのことで、ガードレールの対応は最後でよいということでございましたけども、今回、腐食が進んでいるとのことですので、再度現地を確認して判断をさせていただきます。
新田区	11	課題 3 点目は不動の滝の件ですが、町の回答が「経過観察」となっていますが、もう少しわかりやすく説明をお願いしたい。	ひと・まち・みらい課	現在の舗装は20数年経っている状況で、急勾配のところはコンクリート舗装、それ以外の部分については、赤土とコンクリートを混ぜたもので固めていると聞いている。赤土とコンクリートの部分が剥がれてきており、そこに草が生えている。 来年度、部分的かもしれないが補修を考えているという意味で「経過観察」という回答にしている。
越知区	12-	どこの区も道路（県道）改良が 1		（回答はいりません）

【①越知谷ブロック/令和５年５月29日（月）】

	1	番の課題。2 年前には県へ越知谷ブロック区長会として要望に行った。安部議員さんと栗原議員さんと野崎課長にも行っていただいた。その数年前には越知谷アクティブセンターで決起集会も開催した。何年も経っているが、全然動いてない。特に旧越知谷小学校の入り口の道路は特に実施していただきたい。		
越知区	12-2	薬師堂の防犯カメラ設置の件ですが、神河町始まって以来の県指定の文化財（仏像）ということで、できれば区負担なしに設置したいが、回答として住民生活課と教育委員会からの回答がありますので、どちらに話を待っていたらよいのか。		（回答はいりません）
越知区	12-3	越知区内に防犯灯が 100 基ある。LED化については他の区はほとんど終わっている。		（回答はいりません）
越知区	12-4	屋外の消火栓ボックスが、越知は55 機ある。錆びているものが結構ある。更新するのに、１台 4 万円として約200万円。1/2補助でも百万円となり、区の負担が大きい。できれば補助額を増やしてほしい。 町に言いたいのは、越知谷で自治協が発足したが、なんでも自治協任せにはしてほしくない。一緒にいろいろと考えていただきたい。		（回答はいりません）
岩屋区	13	岩屋区の山林の中に、財産区の名義で、地上権が設定された土地がある。昔、神崎町森林組合やったときに、地上権が設定された所が3カ所ある。 最終的には地籍課に相談させていただくことになると思うが、他の区もあるのではと思い、この場で話しさせていただいた。		（回答はいりません）

令和５年度町長懇談会　会場意見と町の回答の概要

【②粟賀北ブロック/令和５年６月２日（金）】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
山田区	1-1	区の課題 2 番目の笠形橋の下流右岸堤防法面の草刈りについて、「県土木によって年１回の目視による点検」との回答ですが、いつ頃点検されているのか？	建設課	今年については 6 月と聞いています。
	1-2	その時点で草がたくさん生えていたら、県土木で草を刈ってくれるということですか？ 区としては年 2 回最寄りで草刈りを計画しているが、たいへんなので、県土木でお願いしたい。	建設課	再度確認させてもらいます。
	1-3	区の課題 5 番目の病院前の道路の件、道路の轍のところにヒビが入って、雨が降ると、下の砕石路盤の泥が浮き上がり、トラックが通ったら泥が跳ねる状況。県に強くお願いしていただきたい。	建設課	雨降ったあと、水たまりができていることは確認していますので、強く要望していきます。
粟賀町区	2-1	粟賀小学校跡地整備で従来の水路や石垣については修復をするという回答であるが、周辺には水路が粟賀小学校時代のものが残っている。折角整備をするのであれば、跡地の中だけではなく、周りも改修、保全をしていただきたい。	ひと・まち・みたい課	ご意見の水路につきましては、今回の粟賀小学校の工事では、改修をしない予定です。しかし別の課題として検討していきながら、可能な部分については改修等させていただきたい。
粟賀町区	2-2	病院建設時には病院の方からトラブルがないように、指摘事項があればすぐ対応していただいた。同じように、粟賀小学校跡地の建設時にも、工事計画とか、周辺の住民に対して十分周知できるような連絡等いただきたい。	ひと・まち・みたい課	事業者が決まりましたら、工事計画等も作成する。また工事関係者にも注意喚起をしながら、住民の皆様には計画や指摘事項の周知をさせていただく。ご理解お願いしたい。
根宇野区	3-1	根宇野区 2 組集会所前の舗装工事には今年度対応をしていただけるか	建設課	今年度中に緊急対応していただけると思います。
	3-2	空き家利活用事業で、寺前駅前の喫茶店以降利活用できているか	ひと・まち・みたい課	寺前駅前の「ラドーレ」以降、南小田区の「グラミンカ」と「星と風の庭」、越知区の「YOGOTO」が利用されています。
山田区	4	山田区の 6 組の集会所から笠形橋、対岸の喜楽工業の裏側まで、年 2 回草刈りをしている	建設課	護岸の川側は、河川内ですからクリーン作戦でやれると思います。護岸の民地側は県と相談してなくてはな